

奈良県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月二十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

別紙のとおり

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動後	異動前	異動年月日
服部知佳	服部ちか後援会「ハトチカ会」	資金管理団体の名称	服部ちか後援会「ハトチカ会」	服部ちか後援会	令和6年2月1日